

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起終	点
城東区 第2014-01号線	城東区東中浜7丁目52番の3地 同 区同 7丁目46番の2地	点
東住吉区 第2014-01号線	東住吉区矢田1丁目6番の1地 同 区同 3丁目17番の1地	点

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

城東区第2014-01号線ほか1路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

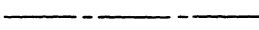
3 - 5 省 略

参 考 図

凡 例



今回認定する路線



町 丁 界

(1) 城 東 区

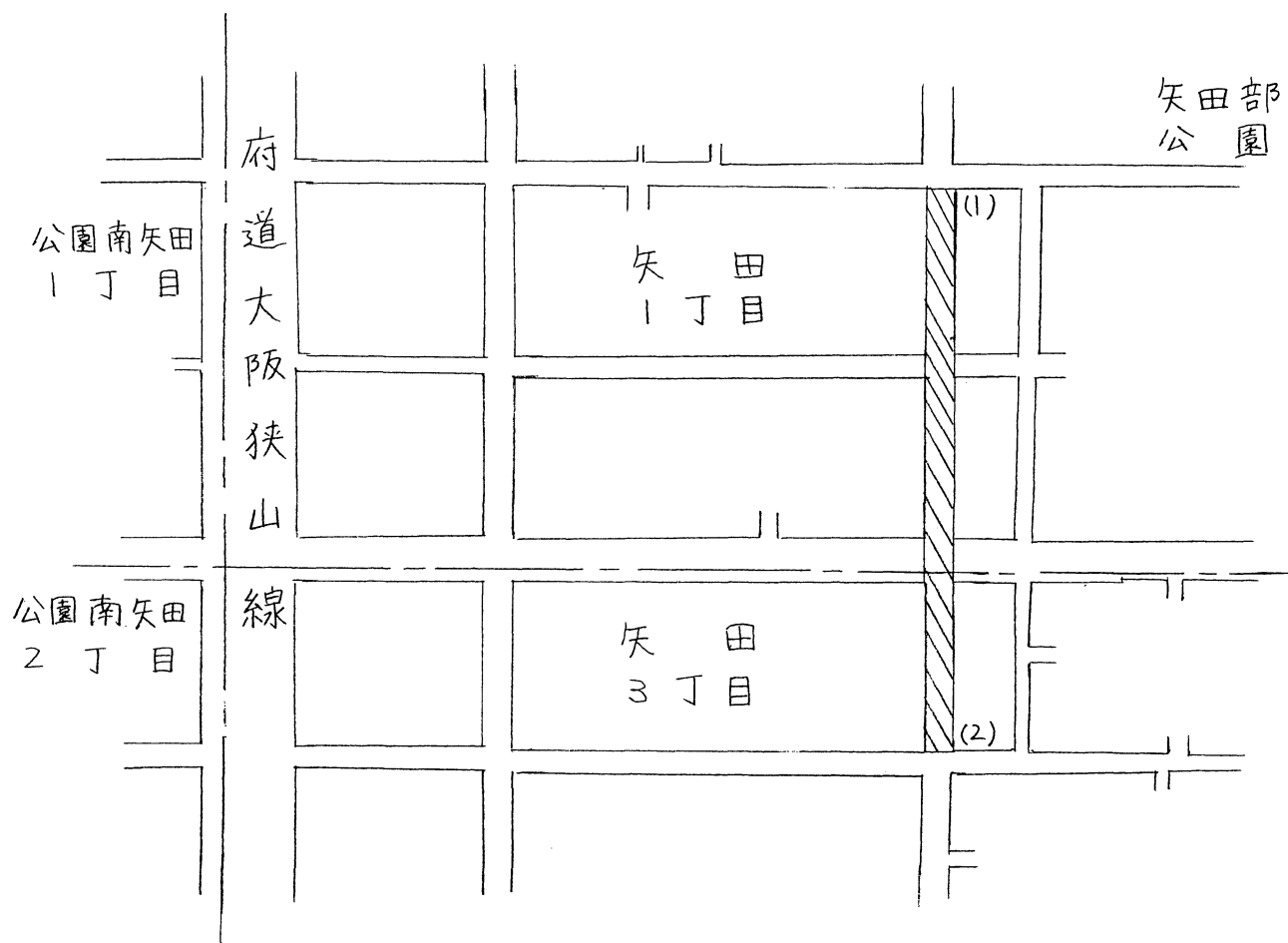


説 明

城東区第2014-01号線

(1) (2)間

(2) 東住吉区



説明

東住吉区第2014-01号線

(1) (2)間